

ナンバープレートの品質の基準について

品質の基準は通達で定めている。

- 「道路運送車両法及び関係政省令の一部改正に伴う登録業務及び軽自動車の届出関係業務の取扱いについて（昭和38年10月3日付け 自管第76号）」（抄）

（耐衝撃性）

番号標の耐衝撃性が、次の基準に適合していること。

番号標の塗装面を上にして定盤の上に固定し、先端に鋼球（300グラム）を装着した錘を高さ50センチメートルの位置から、板面の平面の部分について、任意の箇所5箇所以上に落下させた場合において、塗幕に割れ又ははがれが生じないこと。

（耐揮発油性）

番号標の耐揮発油性が、次の基準に適合していること。

番号標を摂氏約20度の試験用揮発油（自動車用ガソリン）の中に50ミリメートルの深さまで浸し、30分放置した後これを取り出し、室内に1時間垂直状態に放置したときにおいて、塗膜にしわ、割れ、ふくれ、又ははがれがなく、塗膜のつや、色、粘着性又はかたさに著しい変化がないこと。

（注）粘着性及び固さの変化は、番号標の上にガーゼを置き底面にビスコース・スポンジ又は塩化ビニールスポンジを接着した錘を載せ、一時間静置した後、ガーゼを塗面から引き離し、塗面とガーゼとの粘着の程度及び塗面についた布目の跡によってみること。

その他、耐汚染性（綿ネル布で強く擦って、塗料の付着の有無を検査。トノコ泥を塗布して30分間放置し、シミの有無を検査。）、耐塩水性（濃度3%の食塩水に96時間浸し、しわ、さびなどの有無を検査）について、基準が定められている。